



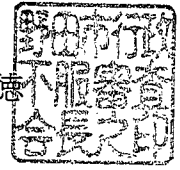
平成29年度答申第1号

平成30年2月7日

野田市長 鈴木 有 様

野田市行政不服審査会

会 長 須 賀 昭 徳



行政不服審査法第43条第1項の規定による諮問について（答申）

平成29年11月22日付け審査請求（市長）第7号の2『諮問書』による保育料変更決定に対する審査請求に係る諮問について、別紙のとおり答申します。

答 申

第１ 審査会の結論

審査請求人が平成２９年７月２８日付けで提起した、処分庁である野田市長が行った保育料変更決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、審査庁が審理員意見書のとおり棄却の裁決をすることは、妥当である。

第２ 審査関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張の要旨

保育料の算定に当たっては、次に掲げる理由により、審査請求人の子（以下「本件子」という。）の祖父の収入を算定の対象とすべきではない。

- (1) 同居の親族である本件子の祖父は、本件子の扶養者ではない。野田市が家計の主宰者と認定している本件子の祖父は、経済的に独立して生活を営んでおり、所得税・住民税の申告において、審査請求人及び本件子を扶養親族としていない。
- (2) 民法第８７７条に定める扶養義務は、裁判所が特別の事情があるときに決定する以外は、第三者が扶養義務を負わせることは妥当ではない。また、同居親族は、「経済的扶養義務を負うものではない」という民法第７３０条の規定が考慮されていない。
- (3) 子ども医療費助成受給券の更新の際には、審査請求人の住民税額が算定対象となっていることと整合しない。
- (4) 児童福祉法第５６条「その世帯の家計に甚大な影響を及ぼすこと」の観点を判定基準に考慮する必要がある。
- (5) 国の指針では、扶養義務者である主宰者認定基準は、各自治体の判断に委ねており、秋田県美郷町では、税法上、健康保険等での扶養を考慮した「実質基準」で判定している。また、長野市では、児童福祉法第５６条の規定の趣旨から、同様の実質基準で判定している。

２ 処分庁の主張の要旨

- (1) 本件処分に係る法令等の規定、通知、基準等について

- ① 子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）
附則第６条第１項において、保育認定子ども（支給認定子どものうち、法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する者を除いたものをいう。以下同じ。）が法附則第６条第１項に規定する特定保育所から法第２７条第１項に規定する特定教育・保育（保育に限る。以下同じ。）を受けた場合については、法附則第６条第１項に規定する保育費用を当該特定保育所に委託費として支払うこととされている。

- ② 法附則第6条第4項において、保育費用の支払をした市町村の長は、保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとされている。
- ③ 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則（平成27年野田市規則第29号。以下「保育料規則」という。）第2条において、法附則第6条第4項の規定により保育費用を支給認定保護者又は扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて市が定める額を「保育料」と規定し、同規則第4条第1項第2号において、法第19条第1項第2号に該当する支給認定子どもの保育料の額は「別表第2に定める額」とされている。
- ④ 保育料規則別表第2の備考の2において、「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の規定を適用するものとされている。
- ⑤ 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について（通知）（平成27年3月31日付け府政共生第347号、26文科初第1462号、雇児発0331第19号。以下「国通知」という。）において、所得割課税額等の算定に当たっては、基本的には支給認定保護者及びその配偶者それぞれの課税額の合計で判定を行うこととするが、当該者以外の者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、その者の課税額も含め判定を行うこととされている。
- ⑥ 野田市では、国通知を踏まえ、下記の条件全てに該当する場合は、同居の祖父母等のうち総収入が多い者を家計の主宰者として、その者の税額を父母の税額に合算し、保育料を算定するものとしており、このことについては、保育所等入所案内に記載している。
- ア 祖父母等と同居していること。
- イ 父母において昨年の収入合計が185万円（ひとり親世帯は、160万円）未満であること。
- ウ 祖父母等のいずれかの収入が、父母の収入合計を上回ること。
- (2) 本件処分について
- ① 家計の主宰者について
- 家庭状況に変更があったことから、保育料の変更に関する調査を行った結果、上記(1)の⑥の基準により、本件子の祖父を家計の主宰者として認定し、保育料を算定することとなった。
- ア 変更前
- 審査請求人及び審査請求人の元夫の平成28年の収入合計が185万円を超えているため、同一住所地に審査請求人及び審査請求人の元夫の

収入合計を上回る本件子の祖父が同居している場合であっても、当該祖父の収入は保育料の算定に影響しない（同基準のイの要件を満たさないため。）。

イ 変更後

離婚により審査請求人の元夫の収入を除くと、同基準のイの要件を満たすこととなる。また、同一住所地に審査請求人の収入を上回る本件子の祖父が同居しているため、同基準のア及びウの要件にも該当する。このため、家計の主宰者を本件子の祖父と認定する。

② 保育料の算定について

家計の主宰者として認定した本件子の祖父及び審査請求人の市民税所得割額を合計した上で保育料を算定し、平成29年7月14日付けの保育料変更通知書により、保育料の変更を決定し、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求の理由に対する説明

① 家計の主宰者の認定及び保育料の算定については、上記のとおり、適切になされている。

② 野田市が定める祖父母等を家計の主宰者と判断する基準及び当該基準に基づく事務処理については、会計検査院の会計実地検査において審査される。野田市の基準及び当該基準に基づく個々の保育料の具体的な算定については、平成29年1月に行われた会計実地検査において審査されたが、いずれも適正であると判断された。

③ 審査請求人は、子ども医療費の自己負担金の算定方法と保育料の算定方法が異なることを疑問視しているが、子ども医療費の自己負担金の算定方法は野田市子ども医療費の助成に関する規則（平成15年野田市規則第1号）に基づくものであり、保育料の算定根拠とは異なるものである。

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点はない。

3 審査庁の意見

審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないことから棄却されるべきであると考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないことから棄却するのが相当である。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分に至る処分庁の主張は、法、保育料規則、国通知、野田市の家計の主宰者認定基準等の法令、規則等に基づいており、違法又は不当な点は認められない。

(2) 審査請求人は、本件子の保育料の算定に当たり、本件子の祖父の市民税所得割額を考慮することが違法又は不当である理由として、本件子の祖父は本件子の扶養義務者ではないから「家計の主宰者」と判断するのはおかしいと主張するが、「家計の主宰者」をどのように判断するかは、保育料の算定のた

めの基準であり、民法上の扶養義務と必ずしも一致する必要はない。また、子ども医療費助成受給券の更新の際に、審査請求人の住民税額が算定対象となっていることと本件子の保育料の算定が整合しないことについては、保育料の算定と子ども医療費助成受給券の更新手続は、それぞれ根拠法規を異にし、各法規の目的に叶う算定方法がとられているのであるから、判定基準が異なるからといって違法又は不当となるものではない。

さらに、本件子の祖父の市民税所得割額を考慮することが違法又は不当である理由として、審査請求人は、保育料の算定に当たり、税法上、健康保険等において扶養としていることを要件としている自治体や祖父母同居世帯の保育料を軽減する措置を講じている自治体が存在することを挙げている。子どもが属する家計への影響を考慮して、かかる措置を講じることは、確かに一つの政策判断としてあり得るところではあるが、家計の主宰者の認定に如何なる基準を採用するかは裁量の問題であり、野田市の判断基準が、裁量権を逸脱し、違法又は不当ということとはできない。

第4 調査審議の経過等

1 調査審議の経過

年 月 日	内 容
平成29年11月22日	諮問書の受理
平成29年11月30日	審議
平成29年12月13日	審査請求人代理人から意見書等提出申出書の受理
平成29年12月26日	審議
平成30年2月2日	審議

2 審査会に対する審査請求人の意見書の要旨

審理員は、野田市が形式的、一律的に認定した家計の主宰者に対して、意見書の結論を出している。国が定めた指針の範囲内で、実質基準に基づき他の法規等を十分勘案考慮して、家計の主宰者を認定し、保育料を算定することが公平な判断であり、行政に与えられた使命と権限である。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分の適法性又は相当性について

変更後の平成29年7月分及び8月分の保育料は、家計の主宰者を本件子の祖父と認定した場合、保育料規則別表第2に規定する額のとおりであり、その手続自体に違法又は不当な点は認められない。よって、本件処分の争点は、審理員意見書のとおり、本件子の祖父の市民税所得割額を考慮して保育料を算定することが違法又は不当といえるか、という点であると判断する。

野田市は、国通知に記載されている『所得割課税額等の算定に当たっては、基本的に支給認定保護者及びその配偶者それぞれの課税額の合計で判定を行うこととするが、当該者以外の者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、その者の課税額も含め判定を行うこととする。』を踏まえ、祖父母等と同

居していること、父母において昨年の収入合計が185万円(ひとり親世帯は、160万円)未満であること及び祖父母等のいずれかの収入が父母の収入合計を上回ることの三つの条件の全てに該当する場合は、同居の祖父母等のうち総収入が多い者を家計の主宰者と認定し、その者の税額を父母の市民税所得割課税額に合算し、保育料を算定することとしている。この保育料を算定する際の家計の主宰者を認定する取扱い(以下「認定基準」という。)については、保育所等入所案内に記載し、公表している。

審査請求人は、本件子の祖父を家計の主宰者として認めることができない理由として、本件子の祖父は経済的に独立して生活を営んでおり、所得税・住民税の申告において審査請求人及び本件子を扶養親族としていないこと並びに民法第877条に定める扶養義務は裁判所が特別の事情があるときに決定する以外は第三者が扶養義務を負わせるのは妥当でないこと及び同居親族は経済的扶養義務を負うものではないという同法第730条の規定が考慮されていないことを挙げている。しかし、本件処分における認定基準は、保育料の算定のために野田市が決定しているものであって、他の法令の解釈と必ずしも一致する必要はない。認定基準と子ども医療費の助成制度が異なることについても、子ども医療費の助成制度は野田市子ども医療費の助成に関する規則(平成15年野田市規則第1号)に基づいて行われているものであり、それぞれの根拠法規を異とすることから、算定方法が異なることを理由として認定基準が違法又は不当であるということとはできないと判断する。

また、審査請求人は、保育料の算定に当たり家計に与える影響を考慮しているとはいえないと主張している。しかし、認定基準は、国通知に基づき、野田市が保育料の算定に当たり家計に与える影響を考慮した上で決定しているものであって、市の裁量に属するものであり、その内容についても国通知から逸脱しているとは認められないことから、当該認定基準に基づいて本件子の祖父を家計の主宰者として認定し、保育料を算定した本件処分が違法又は不当であるということとはできないと判断する。

このほか、審査請求人は、税法上での扶養を考慮した認定基準を採用している他の自治体の例を挙げている。しかし、審査請求人が例に挙げた認定基準は、もとより、それぞれの自治体において決定されたものであって、審査請求人が承知しているかは不明ではあるが、その主張は、他の自治体で採用しているような認定基準を野田市でも採用するよう求める要望に過ぎない。このため、審査請求人の主張は採用できない。

2 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。